



平成20年4月30日

各 位

会社名 株式会社 ム ト ウ  
代表者名 取締役社長 堀田 守  
(コード番号 8005 東証1部)  
問合せ先 取締役執行役員経営企画部長 長田隆利  
(TEL 053-464-1114)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、定款の一部変更に関して、平成20年6月13日開催予定の第67期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更に係わる日程

定時株主総会開催予定日 平成20年6月13日(金)  
変更定款の効力発生日 平成20年6月13日(金)

#### 2. 変更の理由

- (1) 会社に関する法規制が商法から会社法に改正されたことに伴い、株式の取扱いのほか、株主の権利行使の手續について、株式取扱規程で明確に定められるよう変更するものであります。(変更案第10条)
- (2) 買収防衛策の導入だけでなく、その継続、変更、廃止についても株主総会において決議することができることとします。(変更案第17条第1項)
- (3) 第1項の変更に伴い、表現方法を変更します。(変更案第17条第2項)
- (4) 買収防衛策に基づく対抗措置の発動について、取締役会決議だけでなく、株主総会決議、または株主総会決議の委任に基づく取締役会決議によりその発動を行うことができることとします。(変更案第17条第3項)

#### 3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第2章 株式 (株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い、 <u>株主の権利行使の手續</u> 及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

<p>第3章 株主総会 第11条～第16条 (条文省略)</p> <p>(買収防衛策の導入)</p> <p>第17条 1. <u>買収防衛策の導入は、株主総会において決定する。</u></p> <p>2. <u>前項に定める買収防衛策の導入とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当会社の資金調達、業務提携その他の事業目的を主要な目的とせずに行う新株又は新株予約権の発行の要件又は手続を当会社が定めることをいう。</u></p> <p>3. <u>第1項にかかわらず、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為により、株主全体の利益が著しく損なわれることが明らかであるときには、取締役会は、株主全体の利益が損なわれることを防止するための措置を講じることができる。</u></p> <p>第18条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会 第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(買収防衛策の導入等)</p> <p>第17条 1. <u>株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止を決議することができる。</u></p> <p>2. <u>前項に定める買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続及びこれに違反する者に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、その内容を変更し、又はその適用を廃止することをいう。</u></p> <p>3. <u>当会社は、当該買収防衛策に基づく対抗措置として、取締役会の決議のほか、株主総会決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権の無償割当て又は法令及び本定款上認められるその他の対抗措置を行うことができる。</u></p> <p>第18条～第45条 (現行どおり)</p>
--	--

以上